

受講者及び講師のアンケートに関する規定

2010年12月2日制定

2011年12月1日改正

2012年12月6日改正

2013年6月6日改正

2013年12月5日改正

講義毎アンケート、受講者アンケート及び講師アンケート（以下、これら3つを合わせて「本件アンケート」という。）の実施、閲覧及び活用については、原則、以下の通りとする。

ただし、開講機関によっては共通受講システムを活用せずに他の方法により運営する場合がありますので、受講者は、受講する科目の開講機関の運営方針を最初に充分確認することとする。

1. アンケートの実施

(1) 受講者

1) 講義毎アンケート

受講者は、各講義の終了後に、開講機関が定めた提出期限までに、共通受講システムに入力する方法によって小レポートを提出するとともに、各講義に対するアンケート（以下「講義毎アンケート」という。）に回答する。

講義毎アンケートは小レポートと一体のものであり、両者の提出をもって小レポートの提出とみなし、出席の判定に活用する。

2) 受講者アンケート

受講者は、最終講義の終了後、各開講機関が定めた提出期限までに、共通受講システムに入力する方法によって最終科目レポートを提出するとともに、科目全体に対するアンケート（以下「受講者アンケート」という。）に回答する。

受講者アンケートは最終科目レポートと一体のものであり、両者の提出をもって最終科目レポートの提出とみなす。

(2) 講師

講師は、自らが担当する講義終了後すみやかに、共通受講システムに入力する方法によって、科目又は講義等に関するアンケート（以下「講師アンケート」という。）に回答する。

(3) 開講機関

開講機関は、本件アンケートの回答状況をすみやかに確認し、受講者又は講師による回答が行われていない場合には受講者又は講師に対して注意喚起を行い、回答率の向上に努める。

2. アンケートの閲覧及び活用

(1) 開講機関

開講機関は、共通受講システムにより、当該機関が開講する科目の本件アンケートの内容を閲覧し、科目の内容、実施の方法の確認及び改善のために本件アンケートを活用する。

また、開講機関は、本件アンケートを閲覧、集計するとともに、その集計結果を知の市場年次大会において報告する。

(2) 講師及び連携機関

講師及び連携機関は、共通受講システムにより当該講師又は連携機関に係る科目の本件アンケートの内容を閲覧し、本件アンケートから科目の内容、実施の方法を確認し、その改善に活用する。

(3) 知の市場事務局

知の市場事務局は、共通受講システムにより全科目に係る本件アンケートの内容を閲覧し、科目の内容、実施の方法の確認及び改善のために活用する。

また、知の市場事務局は、本件アンケートを集計するとともに、その集計結果を知の市場年次大会において報告し、かつ知の市場ホームページに当該集計結果を掲載する。